

みらいへ道をひろげよう！

太子町狭あい道路拡幅整備事業



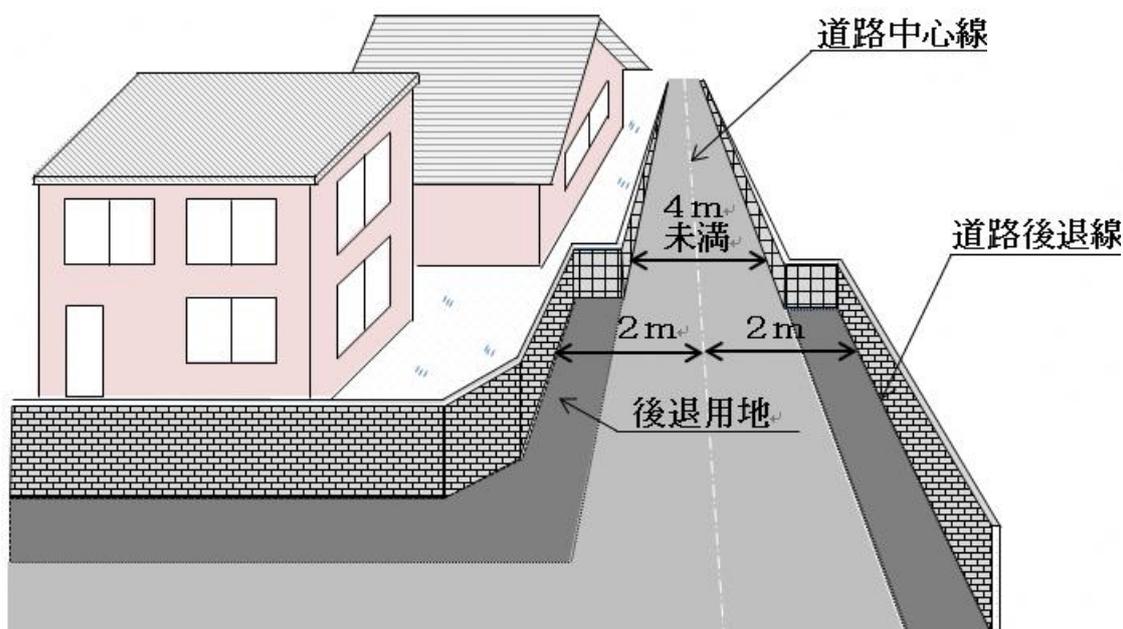
太 子 町

はじめに

この制度は、町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、建築基準法第42条第2項の道路（「狭あい道路」という。）を拡幅整備するものです。狭あい道路は私たちが日常生活を営むうえで、通行上、環境衛生上の問題があるだけでなく、地震や火災などの災害時には、消防・救急活動に支障をきたすことも予想されます。

太子町では、このような狭あい道路の拡幅整備を進めやすくするため、「太子町狭あい道路拡幅整備に関する要綱」を定め、町民の皆様から道路用地の寄付による協力を得て、狭あい道路の拡幅整備を推進しています。

建築等の機会をとらえて町民の皆様と太子町が協力し合って狭あい道路を拡幅整備することにより、日常生活はもとより、緊急時も考慮した安全で安心な災害に強いまちづくりを進めていきましょう。



狭あい道路とは？

建築基準法第42条第2項では、以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道路に接して建築物を建築する場合には、原則として道路の中心からそれぞれ2mの線を道路境界線とみなすことになっています。このような道路を2項道路または狭あい道路と呼んでいます。

この事業の対象となる道路は

- 幅員4m未満の町道または町道に準じる建築基準法第42条第2項に該当する道路
- 公道間を連絡する道路
- 拡幅整備に支障がない道路
- この道路に面した敷地で新築や増築・改築などの建築行為を行う場合に、要綱に基づく協議対象となります。

* 開発行為や建築主が建て売りを業とする方の場合は対象となりません。

後退用地の測量・分筆に要する費用を助成します

- 後退道路用地と必要に応じ隅切り用地の寄付をお願いしています。寄付を頂く場合は、建築主などが行う測量・分筆登記費用を対象として、50万円を上限に助成します。

後退道路用地は町が舗装整備をします

- 町に寄付をして頂いた後退道路用地と隅切り用地は町が舗装工事を行い、町が維持管理を行います。

注意事項

* 協議において事業の優先度を考慮し、助成対象とならない場合があります。

優先順位

1. 太子町狭あい道路整備計画で整備重点地区に設定している地区（景観形成地区指定を受けている区域、まちづくり協議会が設立されている地区、狭あい道路が占める割合が高く、通行困難な地区）
2. 交通頻度が高く、地区内で重要な路線・区間
3. 災害時の避難経路への活用や緊急車両の進入が改善が見込まれる路線・区間

* 舗装などの整備は寄付後直ちに実施できるとは限りません。

* 後退道路用地にある門、塀、生垣、擁壁などは除却しておいてください。（水道メーター、下水道公共柵を除く）

狭あい道路拡幅事業の手続きフロー

— 申請者 —

— 太子町 —

①事前相談の申出

【準備資料】

- ・付近見取図 ・字限図 ・全部事項証明書（土地）
- ・敷地現況図 ・現地写真 など

【事前確認項目】

- ・道路は建築基準法第42条第2項に基づくものか。
- ・道路境界が確定しているか。
- ・道路後退を予定している用地の寄附は可能か。
- ・道路後退を予定している用地に所有権以外の権利が設定されていないか。
- ・道路後退を予定している用地に工作物等は存在していないか。

①事前相談の実施

【確認項目】

- ・【事前確認項目】の条件を満たしているか。または、対処可能かどうか。
- ・道路中心から2m以上の拡幅が見込めるか。
- ・公道間を連絡する区間にある土地か。
- ・拡幅整備による高い事業効果が見込める土地か。
 - (a)整備計画で定める整備重点地区内の道路、区間
 - (b)交通頻度が高く地区内で重要な道路、区間
 - (c)災害時の避難経路に活用し緊急車両の進入が容易になる道路、区間
- ・後退用地の整備と維持に支障がない土地か。
- ・隅切りが必要な土地か。（寄附は可能か。）
- ・申出者は建売を業とする者でないか。

②狭隘道路整備計画協議書の提出

【提出書類】

- ・狭隘道路整備計画協議書 ・土地利用図（配置図）
- ・道路断面図 ・官民有地境界協定証明書 など

②協議書及び添付資料の精査

助成必要 助成不要

③後退用地の測量・分筆の見積依頼

③計画承認通知書の送付

協議終了

④助成金の交付申請書の提出

【提出書類】

- ・費用助成金交付申請書 ・事業見積書
- ・狭あい道路拡幅整備概要書 ・町税納税証明書
- ・暴力団排除に関する誓約書 など

④申請内容の審査

↓ 適正

寄付受入可能

⑤測量士事務所等との測量・分筆登記契約の締結

⑤交付決定通知書の交付

土地寄附採納願の提出

【添付書類】

- ・字限図 ・地積測量図
- ・全部事項証明書
- ・登記原因証明情報兼登記承諾書

⑥測量・分筆登記の実施、官民境界の確定

⑥補助金の支払い

⑦補助金の完了報告書の提出

【提出書類】

- ・補助事業完了届 ・字限図 ・全部事項証明書
- ・地積測量図 ・現況写真 ・領収書の写し
- ・測量・登記等に係る契約書の写し ・助成金請求書
- ・土地寄附採納願 ・登記原因証明情報兼登記承諾書
- ・官民有地境界協定の写し
- （協議時に境界が未確定だった場合のみ） など

⑦太子町名義への所有権移転登記

⑧後退用地の整備開始

太子町狭あい道路拡幅整備事業 Q&A

Q1：後退道路用地は寄付しなければならないのですか？

A1：法的に寄付が義務付けられたものではありませんが、後退用地は建物が建てられない部分でありながら、所有者が道路の形状として維持管理をしなければなりません。町に寄付をしていただくことにより町が道として整備し、維持管理を行います。

Q2：隣地との境界が決まっていないと寄付はできませんか？

A2：分筆登記を行うには、敷地全周の境界を確定させる必要があります。隣地との境界には所有者の立会、同意の上で筆界確認を行い、道路との境界は官民境界協定により境界を確定させます。

Q3：建築敷地や道路後退用地の相続ができていませんが、寄付はできますか？

A3：境界確定や分筆登記を行うには相続人全員の同意が必要です。相続人全員のご理解とご協力をお願いします。

Q4：道路後退用地に擁壁がありますが、撤去しなければなりませんか？

A4：寄付をして頂いた後に整備に支障がある擁壁、生垣、門などは建築主さん等で撤去をお願いします。必要に応じ、建築主さん等で再度設置してください。寄付により敷地外に出てしまう水道メーターや下水公共柵は町が移設します。

Q5：道路後退用地は町が買収してくれないのですか？

A5：建築主さん等が行う測量と分筆登記に要する費用を 50 万円を上限に町が助成を行いますが、隅切り部も含めて後退用地については町に寄付をして頂くこととし、買収は行いません。

太子町狭あい道路拡幅整備に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築主等の理解と協力を求め、建築行為等に係る後退道路用地等を確保し狭あい道路の拡幅整備を行うことにより、安全・安心なまちづくりに必要な生活空間を確保するとともに、ゆとりあるまち並みの形成と良好な住環境の整備を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する町道のうち建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定に基づく道路及び町長がこれと同等と認める道路をいう。
- (2) 建築行為等 法第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請が必要な建築物の建築又は工作物を築造する行為をいう。
- (3) 後退道路用地 狭あい道路と後退線（法第42条第2項の規定に基づく道路の境界とみなされる線又は町長がこれと同等と認める道路の整備により道路の境界線となる線）との間に存する土地をいう。
- (4) 建築主等 狭あい道路に接する土地に建築行為等をしようとする建築主、後退道路用地等の土地所有者並びに当該後退道路用地内にある建築物及び工作物の所有者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、狭あい道路に接する土地のうち、建築行為等を行う土地及び第1条の目的を達成するために町長が必要と認める土地に適用する。

2 前項の狭あい道路においては、原則として、境界が確定していなければならない。

(後退道路用地等の整備の指導等)

第4条 町長は、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅に関し、建築主等の理解と協力が得られるよう啓発に努めるとともに、建築主等に対する指導その他必要な措置を講じなければならない。

(計画の協議)

第5条 建築主等は、後退道路用地の寄付について、狭あい道路拡幅整備計画協議書に次に掲げるものを添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 字限図
- (3) 全部事項証明書（土地）
- (4) 敷地現況図
- (5) 土地利用図（配置図）

(6) 道路断面図

(7) 現場写真

(8) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、後退道路用地に接する角地に隅切りが必要な場合は、建築主等に対し寄付により隅切りの設置を要請することができる。

3 町長は、後退道路用地の整備及び維持管理が困難と認める場合は、前項に規定する協議を終了するものとする。

(計画の審査及び承認通知)

第6条 町長は、前条に規定する協議があったときは、その内容を審査し、公道間を連絡する区間であって、面的な拡幅整備が必要と認めるときは、狭あい道路拡幅整備計画承認通知書により建築主等に通知するものとする。この場合において、建築主等は、後退道路用地境界線上に町長が指定する杭又はプレート等を設置するものとする。

(後退道路用地の整備)

第7条 町長は、寄付により取得した後退道路用地を、周辺の路面状況に応じて整備し維持管理するものとする。なお、道路の整備時期については、予算の範囲内で路線の重要度や事業効果を考慮し、決定するものとする。

(用地測量等に要する費用に対する助成)

第8条 町長が、後退道路用地を寄付により取得するときは、後退道路用地について建築主等が行う用地測量、分筆登記及び所有権移転登記等に必要な書面作成に要する費用に対して、助成するものとする。

2 前項の助成金の額は、別表によるものとする。

3 第1項の用地測量、分筆登記等に伴う隣接土地所有者等への境界立会いの依頼及び境界同意印等の受領は、建築主等が行うものとする。

(交付申請)

第9条 第6条による承認を受け、前条の用地測量等（以下「助成事業」という。）に要する費用に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該助成事業の着手前に、事業助成金交付申請書を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による事業助成金の交付申請があったときは、申請の内容を審査し、申請の内容が適切であると認めたときは、予算の範囲内で交付の決定をし、事業助成金交付決定通知書により申請者に通知する。

2 町長は、前項の規定による交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

(変更交付申請又は事業中止)

第11条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者が、交付決定の基となった内容を変更しようとするときは、速やかに事業助成金変更申請書を提出しなければならない

い。この場合においては、第9条並びに前条第1項の規定を準用する。

2 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者が、当該助成事業を取りやめたときは、速やかに狭あい道路整備事業中止届を町長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第12条 第10条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者は、後退道路用地に係る分筆登記の完了した日から起算して15日を経過した日又は当該完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、用地測量等完了報告書を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による報告により、後退道路用地に係る地積測量及び分筆登記の完了を確認したときは、助成金の交付決定を受けた者からの事業助成金交付請求書による請求により助成金を交付する。

(助成金の返還等)

第14条 町長は、助成金の交付決定又は交付を受けた者が、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付された条件を順守しなかったとき。
- (3) その他町長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書により、当該申請者に通知する。

(適用除外)

第15条 この要綱は、建築主等が次の各号に該当するときは、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に定める開発行為を行う者又は建売を業とする者であるとき。
- (2) 国、地方公共団体、公社等の公的機関であるとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第8条関係）

助成事業に要する費用に対する助成金	500,000円	1 助成金の額を上限とする。 2 助成金の額は、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。
-------------------	----------	---